

法学分野の参照基準案

1. 法学の定義

「法学」は多様な分野を含むために、一律に定義することは困難であるが、ここでは主として「大学における法学教育」との関係で、定義を行うこととする。

法学が対象とする「法」は、人間社会の規範秩序の一部であり、社会のあり方、人権の保障、社会の安全、経済秩序、紛争の解決制度などに関する規範等からなる。それらは国家権力によって執行されると同時に国家権力の行使を抑制するシステムであり、この点で一般道徳とは区別される。このように法はわれわれが社会生活を営む上で必要不可欠のものであり、われわれの生存や生活の全般にわたる。

「法学」は、法の様々な在り方を明らかにすることを主たる対象とする学問である。そもそも法がわれわれの生活の全般にわたり、しかもそれがわれわれに関係する仕方も様々であることから、法学の対象や考察方法や学問の方法も一様ではない。したがって、法学の具体的内容や考察方法の重要な側面を明らかにするためには、法学の主要分野についてそれぞれの対象と考察方法の特性を明らかにする必要がある。

法学の主要分野としては、わが国で現に行われている法規範のあり方やその現実の社会生活での適用を中心とした「国内実定法」の分野、諸外国との法的関連や比較を対象とする「国際関係法」の分野、法の基本特性やその歴史的由来、法が社会で果たしている機能等を考察する「基礎法学」の分野、さらにはこれらの諸分野を横断した総合する「新領域」諸分野があり、それぞれで考察方法が大きく異なる。これらのうち法学の中心を占めるのは国内実定法に関する分野であるが、その内部でもまた、われわれの社会生活関係が多様であることに応じて多岐にわたる。すなわち「国内実定法」の分野は、日本国憲法を中心に、様々な法律、命令を中心とした実定法規範の内容の分析と、その現実の運用によって形成された法理論の理解を基礎として、これらの法規範の現実的な解釈・適用を主として研究する学問である。また、「国際関係法」は、国内実定法に規律される各国の国境を超えて国家間の権限問題や国際的な平面での個人の諸権利の実現などについて考察する学問分野である点で、国内実定法の考察とは異なった性格を有する。もっとも、今日のわれわれの社会はグローバル化が進行しており、全ての国内法分野でも対外的な関係を無視することができない。また伝統的な国際関係法の分野でも条約等の国内的な適用関係が重要になっており、相互の区別は相対化している。以上の分野に対して、「基礎法学」は、法というものの根本的な意味、性格を明らかにし、またその様々な社会における文化や歴史的発展との関連での展開の実相を解明しようとする学問分野である点で、以上の諸分野とも極めて異なった性格を有する。

以上のように、法学は人が社会生活を営む上で最も基本的な人と人との関係を規律する規範を対象として考察する学問であり、様々な観点からこれらの規範に関して生じる問題を解明しようとする学問である。

2. 法学分野に固有の特性

(1) 法学の一般的性格

法学は、人間が社会生活を送るうえで基礎となっている規範を学問の対象とする。人間の生活領域が極めて多面的であることから、これらの規範も多様であり、したがってまた法学も極めて多面にわたる。人間が社会生活を営む上で必要な規範は常に一定の価値原理に関係し、われわれの行動もそれに即してその当否やその実現に関して生じる様々な問題が扱われるが、法学はこのような問題を直接学問対象とする点で際だった特色を有する。

特に大学における法学の研究・教育においては、現在のわれわれの社会を構成している法規範の基礎となっている自由や平等、民主主義等をはじめとする様々な価値原理及びそれらの具体化をはかるための様々な実定法規定や、その基礎となる法理論およびそれを適用するための法技術などが、研究・教育の対象となる。その際、これら自体の考察だけではなくそれらをめぐって生じた事件等について具体的に考察がなされるが、そのためには、そこに現実に働く様々な対立する利益や価値観などに即して異なる主張を調整し、それらに対する適切な判断をするための理論の構築が重視されてきた。こうして法的判断においては、様々な異なった見解やその背後にある様々な価値観などを分析し、人々が持つ多様な意見を十分に理解し、それらを適切に調節しつつ具体的な結論に至るための枠組みを開発する必要がある。

法学においては、このような要請に対応するために、様々な学説が提唱され展開されてきたが、それは法学というものが、単に一つの真実を形式的・論理的な関係のみで追求する学問ではなく、様々な異なった価値観、利害に応じた意見や主張が存在することを認識の前提にしつつ、それらの考察にはその基礎にまでさかのぼって考察・検討することが重視されなければならないとしているからである。また具体的な法的判断は、単に理論として提示されるのではなく、最終的には社会的に受け入れられてわれわれの社会生活の中で実現されなければならないが、そのためには、その法的判断は、法的規律を前提としつつも同時に社会に受け入れられるのに必要な合理的根拠を有することが不可欠である。

法学は、西欧近代社会では、国家の構造やその活動を法理論として構築してきたが、市民の活動自体から生じる様々な観点も法によって規律し実現するための社会制度を構築するための基礎を提供してきた。このことは、いっそうの法化現象が進展する今日の社会ではますます重視され、むしろその意義は国内的関係のみならず、国際的関係においてもさらに重要になっている。

(2) わが国の法学に特有の性格

i) 学問

わが国の法学は、主としてヨーロッパ大陸で発展した近代法を継受し発展させたものであり、このような歴史的背景から、法学はその学問のあり方に関してわが国特有の事情がある。わが国の学問としての法学は、ドイツ法の継受とも関連して特にドイツ法学の強い影響を受けてきた。ドイツ法学は19世紀以降大学におけるいわゆる「学問法」としての性格が濃厚であり、わが国の法学もまた法理論への強い傾斜を示してきた。その結果、大学における法学研究及びその教育の中心は、伝統的に各法学分野における体系的・理論的

研究を重視する傾向が強くなり、そこでは精緻な法理論の構築が重視されてきた。本来法学は、法実務との関係を抜きに論じることができないが、わが国の従来からの法学研究は必ずしもこのような法実務との関係が密接であったとはいえない。またこの様なわが国の法学の、理論重視という基本的な性質は、法学研究における研究分野の細分化を著しく促進したが、このことは大学における法学教育の基本的な性格をも規定している。

わが国の実定法学が主として考察の対象とする実定法規範は「制定法」の形式を採るが、これらの実定法規自体は決して万古不変のものではなく、むしろそれは社会の変化やその他様々な事情に応じて、国会などによる立法や裁判所による判例による改廃の可能性を包含する。もっともわが国が継受したヨーロッパ大陸の法制度は、イギリス、アメリカなどのコモン・ロー諸国とは違い、立法機関において制定された「制定法」の解釈適用が基本とされてきたことから、わが国の実定法学も、制定された法律条文の構造理解、その解釈などに関する基礎を提供する法理論や技術の研究・教育を中心的な任務としてきたことは事実である。しかし、実定法の研究においても、実定法の文言や、それに関する判例による細かな解釈のみを考察の対象とするわけではなく、むしろこれらの実定法規の文言の改廃にもかかわらずその基礎に存在する理論や基本観念を明らかにし、またこれらの実定法の改廃をリードする識見を養うこともまた重視されてきた。さらに、社会が急速に変化し、新たな法規制を必要とする現代社会では、単に過去に立法された法規のみを研究の対象とするのでは不十分であり、新たな社会の必要性に基づいた「立法」のための法学研究も極めて重要になっているが、そのためには単に所与の法規の分析や研究では不十分であり、社会の現実から法的規律の必要性やそのための基本的な法理を開発する能力が求められる。こうして、今後の法学の研究や教育においては、個別の法規定の細かな法技術的問題もさりながら、これらを個別の問題を超えた、社会と法の基礎的な考え方などの理論研究・習得がともに重視されなければならない。

他方で法律等の規範は、具体的事案に即して現実に適用され運用されなければならない。このような法規範の現実的な運用の面においては、様々な関連する社会的な利害対立の調整が求められる。その適用に当たっては、これらの対立する利害や見解の詳細な分析が不可避であるが、この能力の涵養においても法学が果たす役割が大きい。わが国の法規範は、比較的簡潔で抽象的な文章で定められており、一般的で汎用可能な規律を定立し得ているが、他方でこれらの法規範を現実の社会事象に適用するに際しては、単に法規の文言の形式的解釈や適用から直ちに結論を得ることは困難であり、そのために様々な法原則や解釈理論が構築されて、それらを介して、特に問題となる様々な具体的な利害分析と法の基礎となった価値原理との調整が強く求められる。法学の研究ではこのような規範を具体化するために必要な法理論の構築に力が注がれているが、そこにおいては著しく専門化が進行しており、各分野での分業化の傾向が顕著である。

ii) 大学における法学教育が想定してきた人材

従来、わが国の大学における法学教育では、主として法に関する理論的な側面の教授が主たる目的とされてきた。しかし、法学の研究・教育には、法の理論的な研究・教育と、それをもとにして現実に法を適用し運用する実務と密接に関連した事項の研究・教育とがある。

わが国の大学における専門法学教育は、伝統的に専ら法理論の教育を中心とし、法実務

に携わる法曹養成のために特化された職業教育としては位置付けられてはこなかった。これもまた一面で大学における法学研究の傾向を反映したものである。社会的にも、わが国では、大学における法学教育は、直ちに法律専門職としての法曹として実務で活躍するために必要な専門的な技能を教授しトレーニングする法実務に特化した教育として位置づけられておらず、むしろより一般的なかたちで法律問題に関わる人材の養成が目的とされてきた。そのような状態は、現在でも変わりはない。法学部での法学教育は、たとえば公務員としてあるいは企業人として、更には市民として様々な分野に進むための基礎的な法学教育であって、法に関する基本的な理論や考え方などの習得を中心とした教育を行うなど広範囲の人材養成を目的としてきたのであるが、これも大学における法学研究の傾向と関連している点に大きな特色がある。

このようなわが国の大学での伝統的な法学の研究・教育は、わが国の社会が「法治国家」として発展するためには極めて重要な役割を果たしてきたし、そのような状況は今日においても少しも変わっていない。わが国の社会が法治国家として成り立つためには単に少数の法律専門家としての法技術を有する「法曹」が存在するだけでは不十分であり、社会の様々な分野において必要な専門的法知識を持った人材が継続的に育成され供給されなければならない。また、広く法的知識を有する市民が広い範囲で存在することも、安定した民主主義に基づく法治社会を形成し維持する上で不可欠である。わが国の大学における法学の専門教育は、このような幅広い法知識を有する人材として、国家公務員、地方自治体職員、一般私企業などで法律問題に携わる者等、社会の様々な分野で、日常的に生じる様々な法的問題を的確に処理する能力を持ち、様々な人的組織を合理的にリードすることができる能力を有する人材の養成を主要目的としてきた。そこでは、各分野で極めて異なる個別具体的な細かな法的知識や法技術の習得を直接の目的とするのではなく、むしろジェネラリストとして活躍しうるための広い視野に立った大局的判断力を有する人材の育成が目的とされ、そのために必要な能力の取得が期待され、その基礎になる「法的素養」の涵養が主眼とされ、重視されている。

iii) 法学教育の問題点と今後の方向

今日の大学における法学教育を考えるに際しては、大学が置かれている環境、及びそこでの法学教育の現状を無視することはできない。

今日の日本社会ではとりわけ、国内的にも、法を使って紛争を解決しようとする社会の法化現象が著しく進展し、また経済のグローバル化に伴う国際的な法的問題の処理の必要性が著しく増大している。そこでこの様な新たな社会現象に対応しうる能力を持った「法曹」を養成する必要性が高まっており、このような要請に対処するために、司法制度改革の一環として、「法曹」に特化した人材を養成するための教育機関として法科大学院が設けられた。そこで、このような現状の中で改めて、大学の学部段階における法学教育の果たすべき役割とその意義が明確に位置づけられなければならない。新たに設けられた法科大学院は、専ら法律専門職としての「法曹」の養成に特化した目的をもって設けられている点が極めて重要である。本来、法曹が社会において活動すべき範囲は広範にわたりうるが、新設された法科大学院における教育の中心は依然としてわが国における伝統的法曹像を前提としており、そこで養成が予定される新たな法曹の主要な活動領域は、これまでと同様、司法試験科目との関連もあり、主として「法廷活動」が念頭におかれている。その結果、

法科大学院の教育もそれに直接関連する分野に限った実定法の解釈・運用を中心とした法技術の教育に集中する傾向が見られる。したがってそこで予定される法曹の扱う法律問題も、法曹一般の活動形態である伝統的な日常的な法業務である。そこでは、先進的な専門分野への果敢な取り組みや、グローバル化に伴って発生する様々な国際的な問題に積極的に従事する法曹養成のための教育ないしそれらに発展し得る教育が、**十分に行われているとはいえない**。むしろこれらの教育は、基本的にはこれまでどおり専ら法学部、あるいはそれと連続する既存の大学院での教育に委ねられている**と考えるべきであろう**。

また、法科大学院における教育が主として実定法について法曹としての基本的なスキルの習得に特化していることから、法曹として最も必要とされるべき法学の基本的な素養に関する教育は、必ずしも法科大学院での教育に十分に組み込まれているとはいえない。これらはむしろ、学部段階で習得していることが前提とされているようでもあり、現行の法科大学院の教育内容は制度的に見れば、むしろ学部における適切な法学の基礎的教育の上に成り立っているといえる。

他方で、今日の社会では、様々な分野において法的問題の処理が必要とされてきており、これらの領域は社会の法化現象の進展によりますます拡大している。これらの処理は、もっぱら法的技術の専門家である狭義の「法曹」としての弁護士の扱う分野とはされておらず、そのためには別の様々な法律関連の専門職が設けられ、それらに委ねられている。これらの「非法曹としての法律専門職」が扱う職業分野には、パラリーガルとしての裁判所における専門職員や刑事・民事事件に関わる様々な専門職員、登記やその他の登録や法律文書の作成などに関わる司法書士、弁理士、行政書士、国家・地方公務員の他、一般企業やその他の団体において生じる様々な法律問題の処理に携わる者等があり、極めて多様・多彩であり、これらの職業に携わる者の多くが、大学における法学教育を受けた者によって占められている。今後も、法学の基本的な教育を受けたうえで、法曹以外の多様な法律関係に関わる職業に従事する者への社会的な需要はますます拡大し続けるであろう。

また、NPO・NGO や市民運動などの活動、あるいは個人としての勤労者・消費者などの立場で、一般の人々が法的問題の処理に関わる機会も増加している。社会の法化現象の進展によって、法的問題の処理を専門にした職業に従事しない人々が法律に関わる諸問題に触れ、相互に対話し、問題を処理していく場面が増えているといえる。そうした場面では、法学の基礎的教育を受けた者が、対話の質を高め、問題を適切に処理していく上で、重要な役割を果たすことになる。

法科大学院の設置によってもこのようなわが国の多様な法律専門職に関する体制・要請や社会の法化にともなう市民生活の**変容に大きな変化はなく**、むしろ学部段階における法学教育の重要性は、ますます増大しているといえる。

iv) わが国の法学の傾向

わが国の法学は、近年では、裁判所で行われる法実務に必要な事項のみに研究対象を限定するのではなく、各実定法分野においても、研究対象をより広く法が社会で機能するあり方などをも視野に入れた研究がなされる傾向が顕著である。これは、わが国の大学における研究・教育が伝統的に狭義の法実務に限定されず、むしろ広く法律に関わる多彩な分野を対象としてきたこと、さらには法学の研究・教育が制度的に「法学部」という形態をとる場合であっても、その構成は政治学をも包含し、あるいは法文学部や法経学部という

かたちで複数の異なる分野を含む形で行われたこととも軌を一にしている。このような体制は、法学教育の面でも、単に狭い意味での実定法のための教育にとどまらず、より広く経済学や社会学などのほか広く人文科学をも学ぶことを推奨し、また制度的にもその可能性を保障してきたという特徴をもつ。

このようなわが国における法学の特異性は、急速に進展する社会で法学が果たすべき役割を考えると、極めて重要な意義を有する。進展する社会では、単に既存の法を所与のものとして考察の対象とするのでは不十分であり、むしろ、社会の進展や新たな要請に対応した法の機能や新たな法による規律を確立するための立法学の構築が不可欠である。そのためには、法学と政策学、法学と経済学、経済政策学、法学とジェンダー学、環境法と様々な自然諸科学との連携、医療や薬品、食物の安全と法学との関わり等、法学以外の学問諸分野との強い連携・共同研究が不可欠であり、今後もこのような方向が追求されるべきであるが、そのような方向は法学教育にも反映されるべきである。

v). 法学研究・教育の諸分野

わが国における大学の法学研究は次第に細分化が進行しており、その結果、法学の諸分野は互いに独立した領域と見なされてきた。このような各個別領域における専門化が進行している。今日の法学の各分野の概要と内容は以下の通りである。

実定法学 わが国の実定法分野を大別すれば以下のように細分化される。

- ・公法学・・・国家の在り方や統治の基本、基本的人権など国家制度の基本に関する日本国憲法を中心に、国家や地方公共団体などの統治機関の仕組みやその働きを中心とした法制度のあり方等。
- ・刑事法学・・・市民の基本的な生活利益を保護し社会生活の安全を維持するために必要な行動準則を定めた刑法および行動準則違反としての犯罪に対し制裁としての刑罰を科すための手続について規定する刑事訴訟法、そして犯罪者の処遇に関わる犯罪者処遇法、犯罪の原因と対策を論じる刑事学等。
- ・民事法学・・・市民間の基本的な法律関係、商事に関する法律関係、私的紛争の処理に関する訴訟手続や倒産手続等。
- ・社会法学・・・労働関係や社会福祉などに関する法律問題。

国際関係法学 国際関係を規律する法である。これに含まれるものとして、国際関係を組織化する法 国際人権保障、抵触法等。

基礎法学 人間社会の規範秩序としての法の特性・理念などを対象とする法哲学、法の歴史的由来に関する研究を対象とする法史学、外国の法制との比較法学、法が社会で現実に果たしている機能など法の現実の機能を考察する法社会学等。

新領域 多分野にわたる複合的・総合的な問題を扱う新たな領域。例えば、法と心理学、法と経済学、立法学、環境法、ジェンダー法。

伝統的な法学部における法学の専門教育では、以上のような法学の専門分化に基づいてそれぞれの科目に分かれて専門的な教育が行われている。学部における専門教育では、一般にこれらの科目を満遍なく履修し、法学の様々な分野について広く、一応の概論的知識を習得することが目指されてきた。それらの基礎的知識の習得により、法の多様性を学び、それらを学修する過程で自ずと法学の基本的思考方法を獲得することが期待され、このような基本事項の習得は、卒業後様々な法律分野に進む場合に必要な基本的素養と考えられ

ている。もっとも、このような法学における専門分化が進んでいる傾向は、学生が法学の全体像を理解し、その中で各分野が果たす意義を理解することを不明確にしかねない。このような困難性はとくに、専門教育を始める段階では顕著であり、法学に関する専門教育の初期の段階では、学生にとって法学を学修することの意義を見失わせる恐れが大きい。従って専門教育における初期の段階での法学の全体に関するオリエンテーションが不可欠である。

vi). 大学間の差異と進学率の増加がもたらす問題

日本の社会では長い間、どの大学の入試に合格したかが、キャリア形成において重視されてきたといえる。そのため入学段階での学生の学力には大学間で大きな格差があることは否定できない。他方、近年大学進学率は増加の一途を辿ってきている。その結果、かつて大学に進学してきた層に比較して、基礎学力が十分でない層の学生も大学に入学して専門教育を受ける事態となっている。法学教育に関しても、そのような学生層の変化に応じて社会的需要が変化しており、法学教育に求められる要請も多様化しているといえる。このような現状は、決して消極的にのみ評価すべきではなく、社会の幅広い層で、法学を基盤にした職業生活や市民生活が営まれていく可能性こそを積極的に位置づける必要がある。むしろそれに応えるような大学における専門教育のあり方自体の再検討に取り組むべきであろう。このような事態への対応として、新たな法学教育への需要を見据えて、法学教育の内容と方法を検討・開発することが必要である。

3. 法学を学ぶすべての学生が身につけることを目指すべき基本的素養

(1) 大学教育のユニバーサル化と法学教育

今日のがわの国では著しい進学率の高まりにより大学教育のユニバーサル化が進行しており、これによって法学の専門教育も大きな変化を余儀なくされている。それは、大学で法学を学ぶことへの社会の一般的な期待が変化し、法学教育の目的がますます拡散・多様化したことから生じている。

法学教育を総体的に見れば、法学教育の目的は多様である。そこでは、個々の法律の専門的知識や法実務を前提にした単なる法技術的能力の獲得のみを主たる目的として設定することが適当でないことは、すでに指摘したとおりである。むしろ、大学における専門教育としての法学の学修では、根本的な法的問題についての基本的な考え方などの習得が重要であることが当然の前提とされてきた。将来様々な法律専門職に就こうとする者に要求される個別的で多様な法技術的知識は、それぞれの法実務に携わろうとする者が、それぞれの進路に沿って別途獲得すべきものである。大学の法学の専門教育では、むしろ、これらの個別の専門的技術的事項の習得では得ることのできない、法に関する基本事項、基本的な思考方法や法的リテラシーなどを学ぶことが重要であって、それらは、将来様々な法律専門職に従事することになる者だけでなく、よき市民としても基本的に有すべき素養である。

このような大学における法学の専門教育の持つ性質の基本の大枠は従来とは変わらないものの、大学教育のユニバーサル化の著しい進行によって、教育の具体的内容は大きな変容を余儀なくされている。従来の法学教育を受ける者には、様々な意味で法的素養を有す

る社会あるいは団体のリーダーとしての役割が期待され、またそのような自覚のもとに法学の学修を行うことが予定されていた。しかし、このような前提は、大学教育のユニバーサル化にともない、多数の者にとってはもはや妥当しない。したがって、法学教育の内容も、法学教育を履修する者の現実を見据えて、より広く教育の目的を設定し、その内容も柔軟に設定する必要がある。

(2) 考えられる基本的素養の内容

法学の専門教育によって獲得が期待される事項や専門性レベルの幅は、大学における法学教育の目的や要請が今日では極めて多様化していることから、進路に応じて極めて多様なものになっている。法学を修得した者にとっての主要な進路としては、法科大学院に進学し法曹となろうとする者や、その他の法律分野の資格を取るなどパラリーガルとなる者や、国家公務員となる者、地方公務員となる者等の伝統的な法学部卒業者の進路がある一方で、それ以外の多くの者は様々な一般企業に就職しているのが現状である。大学教育のユニバーサル化の進行は、このような法律の非専門職への就職者の割合を格段に増大させている。もっとも、大学教育のユニバーサル化が進展したとしても、極めて高度の法律専門職に進む者に必要な高いレベルの専門教育を与えることの重要性自体が消滅したわけではないことも明らかである。

このように法学履修者の進路の多様性ととともに、そこで期待される専門性のレベルや内容も大きく異なることから、大学の学部段階における法学専門教育の基本的な目標を一律に設定することには無理がある。そこでこれを大別して三つに分けて検討することが適切であろう。すなわち、考えられるグループとしては、「法曹養成」「法技術をマスターした非法曹やリーダー育成」「法的市民育成」である。

大学の専門教育を受けた後、狭義の「法曹」として、裁判官、検察官、弁護士になろうとする者には、更に法科大学院で裁判実務を中心とした様々な法分野に関しての専門知識や法技術の習得が予定されており、これらの職業に必要な専門的知識や技能の習得自体は法科大学院での教育に委ねられる。しかし、そこでの教育が、法曹に必要な専門技術的事項、特に法廷活動に必要な事項に集中しがちであることから、法曹として極めて重要な、より広い基本的な素養がすべて法科大学院で獲得されうわけではないことも事実である。それらは今日においても、むしろ学部における専門教育に委ねられていると考えられる。特に、グローバル化時代に対応できる人材としての基本的素養は、単に法曹のみでなく他の様々な分野で活躍する者にも不可欠の能力であるが、これらについて学生の関心を喚起しその基本的素養を身につけることは、主として学部の専門教育による必要がある。

非法曹としてではあっても法に関する専門的な職業に携わろうとする者には、その進路に応じて、必要な基本的素養は一様ではない。例えば国家や地方公共団体において法律専門職に従事する者は、公法部門に重点を置いた履修が、取引関係に従事する者は私法関係の科目の履修が、社会保障などの分野に進もうとする者にとっては社会法分野が、また国際的な関連性が強い職業に従事する者は国際関係の科目の履修が不可欠であろう。したがって、学部段階でこのような進路に関連する事項を重点的に学修することは合理的である。

また法学履修者のうち、必ずしも特定の法律専門職に進まない者もある。これらの者も、その相当数が会社において商取引関係に従事し、中間管理職としてあるいは労務関係に従

事することで、直接・間接に法律問題に関与する可能性は極めて大きい。また今日では、一般的市民生活においても、様々な形で法律問題に関与する機会は大きい。われわれが社会の一員として生活する以上、様々な職業においてまた一般的市民生活で直接・間接に様々な形で法律問題への関与は避けられないとすれば、法的な基本素養（法的リテラシー）を有する者を多く社会に送り出すことは、わが国の社会の安定性を維持促進し社会生活をより健全なものにするために必要であり、この意味においても法的専門教育を受けた者に対する社会の要請は極めて大きいといえる。

このように法学を履修した者の向かう進路は様々であり、それぞれに応じて履修すべき分野に違いがあり、必ずしも共通した特定の「法知識」の習得が最終目的とされるわけではない。しかし、このような個々の相違にかかわらず、法学の履修においては一般的に習得が期待されるいくつかの基本的素養があると考えられる。それらには、おおよそ以下の事項が考えられる。

- ① 日本国憲法を中心とする国家の規範構造を理解し、わが国の国家体制が、根本的に国民に主権があること、また国家機関が、立法、行政、司法という三権の分立によって成り立っていること、基本的人権が最も重要な憲法的価値として尊重されるべきことについて深い理解を得ることは、社会生活上極めて重要である。またわが国の法制度は、日本国憲法を中心とし、様々な法規や命令によって構成されており、これらの様々な法規にもとづいた法治国としての仕組みを知ることが求められる。このような、国家における法規の構造や国家制度の理解、基本的人権の思想やその現実のあり方などについての基本的な理解は、すべての法律問題の考察のための基礎であるだけでなく社会生活の基本であり、この点の教育はすべての法学履修者に不可欠の事項である。
- ② わが国の法制度は、基本的に国会が制定した「制定法」を基礎として構成されており、法的な判断をするにあたっては常に、その基礎として正確な法律条文や規則などの読解能力が求められる。また、各法分野では、それぞれの法制度の基礎となる価値観や基本原則などが存在し、これらを基礎としてそれを現実を実現するための法体系が構築されている。従って、各法律の理解にはこれらの正確な知識が不可欠である。例えば、法治主義、罪刑法定主義、所有権の保障や契約自由などの諸法原則の理解が求められる。
- ③ 法は様々な機関によって運用されている。わが国の法制度は、裁判所、検察庁などの司法機関、さらには公正取引委員会、労働委員会などの準司法機関によって実際に機能している。これらの諸機関が社会で果たしている役割とその意義を理解することが極めて重要である。特に司法制度の理解は法学を学ぶ上で前提となる基本知識であり、また特に今日では、裁判員制度の導入に見られるように、司法制度と国民の関係はますます身近になっている。これらとの関連で、警察制度、刑事施設や犯罪状況等についても基礎的な知識を得ることは、市民として必須の事柄になっている。
- ④ 法的問題を判断するに際してはその考察方法の特殊性を理解する能力を有することが不可欠である。法的判断ではしばしば「規範的判断」が求められることからその意義が理解される必要がある。法律問題では、例えば発生した様々な事項についてその責任の所在等を明確にすることが問題となるが、このような問題の判断においては、単なる事実としての関連性の有無を問題とするのではなく、むしろ一定の法が予定する

価値に基づいて、設けられている規範により事柄の重要性の濃淡についての判断がなされる必要がある。その為には、このようなそれぞれの法規範が前提とする価値原理を理解し、それに関連した具体的で的確な判断をすることができる能力の修得が不可欠である。このような判断形式は一定の価値判断に基づいた判断であることから、価値中立的な自然科学的判断とは異なる点で特殊である。

- ⑤ 法的問題の判断過程では、しばしば特定の結論のみが正しいとされるわけではなく、いくつかの選択肢の中から一定の結論を選択しなければならない。様々な可能性の中である結論を選択するに際しては、それが社会的に妥当な判断であることを示す「説得の論理」が求められる。法的判断ではその結論に至る過程を論理的に説明し、第三者を説得することが不可欠であり、法学の履修においては、この様な意見の多様性を認めつつ、その中で一定の結論が選び取られる過程での論理的な説明能力の涵養が目指される。
- ⑥ 法的な問題の解決においては、しばしば様々な価値観や利害の異なる多様な意見を調整し、社会や団体でのコンセンサスを獲得することが求められる。法学の様々な分野での学修を通して、多様な見解の間での利害の得失を分析し、その間の調整能力を涵養することが求められる。
- ⑦ 社会のグローバル化の進展に伴い、法的問題も国際的な広がりを示している。しかしながら、それぞれの国の歴史的背景は多様であり、社会における文化や国民性も異なるために、汎用性のある紛争解決ルールを見いだすことは必ずしもたやすいものではない。それだけに、グローバル化社会における法的紛争の調整能力を養うためには、まず、それぞれの社会の背景にある文化や国民性またそれらを培った歴史的背景を学びながら、グローバル社会における紛争解決の難しさについても理解を深めることが不可欠である。

以上の、法学の学修によって期待される基本的素養は、その全てについて満遍なく習得することが理想である。しかし、それは決して容易ではない。したがってこれらの様々な能力の獲得を必ずしも均等に考える必要はない。むしろ、重要なことは各大学における法学の専門教育では、多様な要請の中から明確な指針を示し、各大学が目指す教育方針や目的に沿って、また各大学が受け入れた法学履修者の将来との関係で、それらに濃淡を設けることであって、それは可能であり、むしろ必要な事柄である。特に今日の大学の現状においては、期待される要請が極めて多様であることから、目標を明確にすることが必要であろう。ただ、その中でも、上記の①は全ての基本であり、十分な習得が求められる。またこれらの基本的素養は、単に知識として獲得が期待されるだけではなく、現実の社会生活で生かすための方策を模索することもまた、極めて重要である。

(3) 特定の法学分野を深く学ぶことで得られる素養

すでにみたように、伝統的な法学教育では、法学の各分野について広く様々な科目を履修することが期待されてきた。しかし今日では、大学教育のユニバーサル化が進行し、すべての大学で一律の内容の法学教育を行うことは現実的でないし、また大学に求められる要請にもかなわないことも事実である。むしろ大学教育においては、その教育理念との関係で具体的な法学の履修に関する目的を明らかにしつつ、個別の科目の履修によって得ら

れるべき内容を明確にし、これとの関係でどのような能力の習得が必要であるのかを明らかにしたうえで、その目的に即して科目などの選択にも濃淡を設けることが重要である。その前提として、具体的にどのような科目をどの程度履修させるべきかが問題となろう。以下では、各法学分野に即して、その科目を履修することで得られると考えられる基本的な素養について、具体的に示すことにしよう。

公法学 個人の尊重を基底とし統治の基本的枠組みを定める憲法や憲法的諸価値の具体化をはかる行政法等を対象とする公法学を学ぶことで、国をはじめとする公共団体の組織と権限、公権力の行使にあたって必要な法的根拠と踏むべき手続、違法な公権力の行使に対する不服申立ておよび賠償請求の仕方、憲法上保障されたさまざまな権利の範囲やその制約の合憲性を判断する基準等を知ることができる。国や地方公共団体の選挙での投票や各種の直接請求等の市民による政治参加の仕組みや条件を学ぶことは、われわれの意見を政治の場に反映する上で役立つ。公法上の知識は、情報公開法や情報法等、関連する分野を学ぶ前提ともなるし、労働法、社会保障法、知的財産権法等、公法の組織・手続等を利用する他の法分野の理解を進める上でも役立つ。より一般的には、社会全体の中長期的利益を実現する公的権力の存在理由とそれに対する法的統制の必要性と論理を理解することができる。

民事法学 市民生活の基本法としての民法をはじめとして、会社法や民事訴訟法などを学ぶことによって、人が社会の中で生きる上での権利と義務という基本的なルール（契約という自分たちでのルール作りを含む）を理解し、自分で判断し自分の行動に責任を持てる、現代市民としての基本的な素養を身に着けることができる。また民法の考え方は、民法体系の幹にあたるものとして他の法律の考え方の基本になっているので、他のさまざまな法律の学修にも役立つ。具体的には、民法の学修では、所有権、売買・賃貸借等の契約、不法行為、物的担保、保証等、社会生活を安全に営む上で不可欠の法律知識を得ることができるという現実的な利益があると同時に、法学ないし法律学の入門知識を得ることにもなる。また、民法は基本的には中立的なものであるが、商法や会社法ではそこから取引法の世界に特化したルールを学ぶことになり、民事訴訟法では、裁判所による民事紛争の解決方法を学ぶ。

刑事法学 刑事法は、感情的・情緒的判断や場当たりの思考を排して、法の目的や存在理由に基礎をもつ合理的な論理を用いて一般化可能な結論を導出するための訓練をするのに、最も適した法分野であるといえよう。社会一般の人々が、刑罰権行使を安易に認める方向に流れがちとなる場面で、合理性ある論理を用いて一般化可能な結論を導く能力を学生に身に付けさせることは、その教育の中心に置かれるべきことである。

刑事法の内容は、社会秩序の維持と、特に犯人と疑われた者（および犯人であると確認された者）の人権・諸利益の保障との調整の上に成り立っており、利害の調整を人間の継続的な営みとして実現できるように、一定の法制度・法技術にまで高められているところに特色がある。利害調整がそのつどの人の判断に委ねられるのではなく、法技術・法制度により実現される仕組みとなっていることを理解させることも重要である。

さらに、国家刑罰権の根拠・限界と正当化理由をめぐる諸問題は、誰でもが深く考えるべき事柄であり、刑事法学を学ぶ中で、過去と現在の諸見解と対決しつつ思索を深めることが可能である。

社会法学 社会法学は、契約の自由や私的所有権の絶対性という「市民法の原理」を修正する意味をもって登場した法学の分野である。社会法学を深く学ぶことによって、抽象的で理念的な市民法原理の限界性を知り、それを修正し実質化するために、社会に生きている具体的な人間にとって必要な法原理について、一般的な素養を身につけることができる。労働法の学修では、実質的には対等ではない労使間での権利・義務を根拠づけるさまざまなルールや、労働条件を決定するシステムを学び、働く人々が健康的で人間らしい生活を送るための法のあり方について理解する。社会保障法の学修では、現実の社会で、貧困や生活上の危険に直面する人々の生存や尊厳の保障のあり方を考える。経済法の学修では、自由主義経済の商品・サービスの取引分野で、事業者が行う経済活動に国が介入するときの根拠となる各種の法の仕組みについて、理解を深めることができる。

国際関係法学 国際関係法学は国境を超える法律問題を取り扱う。国際関係法を通して、国家間の権限関係（国際法）、国家と国際組織の関係（国際組織法）、国際人権保障（国際人権法）、経済・貿易制度（国際経済法）、環境保護（国際環境法）、準拠地法の選択問題（抵触法・国際私法）など、一連の実定法秩序を学ぶことにより、グローバル化した社会における実体規範や紛争解決手続などの制度的な仕組みを理解することができ、さらには国際的な平面での個人の諸権利実現、義務履行についての基本的知識を修得できる。国際（公）法は、従来、管轄権や領域など、国家間関係を主な規律対象としていたが、国際協調が求められる今日では、国際基準の遵守が国内法制度および執行の仕組みと密接に関わってきている。

基礎法学 基礎法学の学修から得られる素養は、一般的に言えば、現行実定法を相対化する広い視野が開かれ、法現象の基礎にある諸問題の学際的・多角的な理解が涵養されることである。具体的には、法哲学の学修は、社会の規範秩序たる法の根本的な特性・理念や法学の認識論的基礎の哲学的反省により、実定法を批判的に吟味する能力を磨く。法社会学の学修は、実証と理論の両面から社会科学の方法を法現象に応用する能力を磨き、法と社会的現実との相剋・相互作用関係の理解を深める。法史学の学修は、法の歴史の変遷を展望して現行法の諸原理の由来の理解を深め、現行法が「他でもありえた」可能性や「今後、他でもありうる」可能性を自覚させる。比較法学の学修は、日本法とそのモデルとなった外国法や他の性格・社会的背景を異にする外国法との異同を自覚させ、日本法・外国法双方の特色、さらには様々な社会の文化とその法との相互関係についての理解を深化させる。

新領域 法律学は社会生活上のさまざまな領域の問題と関わっていることから、一方ではその体系性を維持しつつ、このような新たな領域に関して発生した問題を解決するための理論枠組みを模索し構築してきた。このような新たな対象に対して学際的な方法により確立しつつある新領域には、法と心理学、法と経済学、環境法、ジェンダー法、立法学、サイバー法、法情報学等があるが、もちろんこれらに限られない。これらの新領域を学ぶことの意義としては、第一に、新しい対象領域についての知見を得ることにある。伝統的な法学では正面から問題を取り上げなかった問題群がいかんして新しい法律学の課題となりうるのかを、これらの新分野の専門的知見を得ることで知りうる。さらには、方法論の側面からの学際化の認識である。これらの分野の学修により、伝統的な

法解釈学の方法の特性の理解が深まり、こうして現代社会が抱える問題に総合的にアプローチする手がかりを得ることができる。

(4) ジェネリックスキル

法学を学ぶことによって、個々の専門的知見の他にも獲得することができると考えられる一般的なスキルがある。たとえばこれらの中には、以下のことがある。

「公」と「私」の認識 法学を学ぶことを通じて、われわれが生活している社会には、「公」の生活領域を規律する法と「私」の生活領域を規律する法の分野があること、それぞれの分野を支配する法原則が相対的に独立していることが理解される。このように、法においては公共的な決定と私事の決定が区別されていることを認識し、それぞれの分野における法原則がもつ意義を理解することは、われわれが市民として社会生活をおくるときの基本的な認識を形づくる点でも重要である。

人権感覚の向上 法学の基本は、各人が侵すことのできない基本的人権を保有し、それを最大限尊重すべきことにある。憲法を始めとする様々な法制度において、このような基本的人権の尊重が極めて重要とされていることを学修するなかで、人権に配慮した行動への深い洞察と、様々な人びとの人権の向上への意識を養うことができる。

調整能力の向上 法学の学修においては、具体的な裁判事例や仲裁、和解事例の研究などを通じて、法的紛争の解決について学ぶ。その際、そもそもこれらの紛争の基礎には様々な利害の対立が存在し、それをめぐる見解の対立が紛争を引き起こしていることを学ぶ。したがって、法学を学ぶ者は、そもそも人と人之间には、潜在的・顕在的に様々な意見や利害の対立があり、それらが紛争になりうることを認識するとともに、これらの対立を回避し、あるいはいったん発生した紛争についても、それを克服するために、対立する利害や考え方の違いを分析し、その争点を明確化して、その問題点を克服するための方法などについて工夫をし、話し合いをする技法を身につけることになる。それを通じて、紛争における対立をできる限り調整する仕方などを、経験的に身につけることができる。グローバル化によって複雑化している社会では、このような社会における調整能力が重要な意味をもつ。

交渉力の向上 法学を学ぶ場合には、契約をめぐる様々な法理を学修し、その法的効果を考える中で、「契約」の持つ意義と機能を習得し、約束の履行やそれが守られない場合の対処方法などの基本的な考え方を習得することができる。これらは、社会生活上、約束したことを守るという社会的なルールを尊重することであり、ルールが守られない場合にはそれを守らせるための交渉力を身につけるといって、極めて重要な基本的スキルであるといえる。

組織マネジメント能力 法学においては、公私を問わず様々な法的組織に関する問題が取り扱われる。これらを通じて、法学を学ぶ者は、団体や組織に関する理解を深め、またそれらの組織が団体として活動する際の仕組みを認識する。社会を構成しているこれらの団体では、一定の目的のために多数の人間が共同して活動し、その過程で一定の意思を形成しそれに従って行動することが求められるため、団体内のルールを作成すること、またそのルールや権限配分、具体的意思決定などにおいてマネジメントする能力が必要となる。法学を学修する者は、このような組織の形成、そのための会議のリー

ド、記録文書の適切な作成、関係者への情報伝達のシステムの構築など、様々なスキルを習得することができる。

危機管理能力・指導力の向上 社会生活一般において、特に団体の組織的な活動においては、様々な問題が発生するが、それらを適切に処理する能力を持った者が必要である。たとえば団体内部でも、様々な構成員の行動によってトラブルが発生し、その処理が求められることが多い。このような場合に、その処理を合理的な手続きに従って行うことは、団体の規律と責任の所在を明確にし、その健全な活動のために不可欠である。法学の学修では、適正な手続きの持つ意味を理解し、それに従って責任を持ってこれらを処理する基本的な素養が獲得できる。

4. 学修方法及び学修成果の評価方法に関する基本的な考え方

(1) 大学教育のユニバーサル化と法学の専門教育

大学進学者の大幅な増加によるユニバーサル化に伴って、法学教育への需要が極めて多様化している現状に鑑みて、法学の学修方法もこれに対応した改変が必要である。伝統的な法学の教育は、多様な目的を持つものの、一般には社会のリーダーを要請することであり、その方法もその目的に規定されていたといえる。大学における法学教育の基本は伝統的に、様々な法分野の「講義」が中心であり、それは履修者の積極的な自学自習を前提としそれによる補強に委ねられていた。履修者が講義によって獲得すべき内容は必ずしも客観的に明確にされていたわけではなく、むしろ各担当教員が各人の学問観や関心に従って講義を行いその内容も決定するものとされ、履修者はそこから「学問的な薫陶」を受けることが期待されていた。しかし、このような方法は、今日のユニバーサル化した大学の学生に対する教育方法としては、一般的・無条件に適切なものだとは言いがたい。「講義」形式自体は一定の学問内容を伝達する方法としては有効ではあるが、それによって十分にその内容が学生に伝わり、その理解を向上させることができるという保障はない。これらの点については、各大学が、それぞれの置かれた現状を十分に認識し、それに基づいて設定された具体的教育目的に沿った教育方法を確立するための方向を明らかにするとともに、その成果を判断するための要素を明らかにすることが必要である。

そのためには、各大学における法学教育の具体的目標の設定が不可欠であり、またそこで教える各科目においても、この様な獲得目標として定めた基本的素養との関連を意識した目標設定がなされる必要がある。

(2) 法学教育の方法

法学の教育方法に関しては従来からの伝統的な方法として、①比較的大人数での講義方式、②少人数による演習形式での教育、③卒業論文の作成指導などが行われてきた。またこのほかにも、④法学や広く社会科学に関する古典文献、その他の文献の講義がある。さらに新しい方法としては、⑤実習・現場教育（フィールドワーク、社会調査、裁判の傍聴など、社会の現場と直結した教育）、⑥プレゼンテーション能力を高めるためのインセンティブをもたらす、他大学との定期的な合同演習や、ディベートの方法を取り入れた演習などもある。

これらのうち、①は、法に関する基本的な考え方や個別知識の教授に有益であり、今後

もその必要が全くなくなるとは考えられない。もっともその具体的方法は大いに検討される必要があり、教員の側からの一方的な教授の方法は必ずしも、学生の集中力を一定時間持続させることができず、また聴講する学生たちがその内容を理解し得ているかの検証も十分とはいえない。双方向的な授業による検証などを十分に取り込んで、聴講する学生の能力に合わせてそれを向上させるための方法の開発が不可欠である。双方向の方法により講義に参加するための事前の準備は極めて重要であり、その周知徹底の方策が確立されるべきである。

法学の教育では、法的判断について自己の意見を他人に明示し、異なる意見を持つ者との対話、説得を通じて結論を探求することが求められる。そのためには自己の見解の明確化と議論や説得の能力の涵養が不可欠である。このためには、②の方法により、一人一人の能力を向上させるための取り組みが求められる。ここでは学生の自主性が最大限尊重され、学生たちが自ら問題を発見し、設定して、教員のアドバイスを得ながら、問題解決を試みることになる。

さらに、③わが国の教育一般を通じて、論理的な文章の作成能力の涵養が必ずしも十分になされていないことから、法学の分野において卒業論文を作成することは、重視すべき課題である。学生は、まず自らの問題意識を発見して、教員の指導を受けながら法律論文としてとりあげるべき課題を設定し、それにしたがって内外の文献や判例を調べ、論理的な文章を作成するという作業を行うことによって、論理的な思考と文章表現能力を養うことができる。

④古典的文献の講読等は、今日の一般的な学生の文章読解力の程度などを考慮すると、極めて重要である。特に法学部学生が読むべき基本的な図書を推薦し、読むことを習慣づけること、その際また日本社会に大きな影響を与えた訴訟事件、司法関係者の活躍についての書籍を読むこと等を通して法と社会の関係を具体的に理解させることも、極めて有効と考えられる。基礎法学系の文献講読の記述もいれてはどうか？（広田）

近年、試みられている方法としては、先にも述べた⑤や⑥の方法もある。これらは、学生の学修意欲を高める方法として、①から④の方法を補足するものであるが、現場の人々の経験を知り、司法の現場を体験すること、あるいは、書籍で読んだり講義で学んだりした知識を確認することを通じて、新たな発見をもたらす機会にもなる。

もっとも、法学の学修を実効的なものにするためには、現実にはいくつかの極めて困難な問題がある。その第一は、法学教育の目的が多様であることから、それが不明確である場合に、学生が抱く進路や目指す未来像が定まらないことから生じる、法学の専門教育の学修に対する具体的なインセンティブの希薄さにある。そのために、法学の履修を始めた学生の多くは、積極的な勉学意欲を持つことが困難であり、専門教育への積極的な問題関心や学問的興味を得ることができないこともある。このことは、大学入学時及びそれに引き続いた初期のオリエンテーションが極めて重要であることを意味する。

また、法学の学修は、大部分の学生にとって全く新たな勉学の方法を伴う。それは、法学の学修方法が、大学入学以前に体験してきた様々な科目の勉学方法とは大きく異なっている点にある。法学は社会生活に直結し、しばしば「大人の学問」といわれるが、学生たちは、法学が持つ複雑さにいきなり直面して混乱するとともに、そこにある法論理や法理のある種の抽象性に違和感を覚えることがある。また、多くの法学分野の履修においては、

これまで、様々な分化した専門法分野の履修が個別のカリキュラムに沿って求められてきたが、これら全体の鳥瞰図を与えるための方策が必ずしも十分ではなく、学生は海図なしに未知の大洋に送り出されたかのような不安感をもち、自分が学修している分野の具体的な位置づけを得ることが極めて困難であることなども考えられる。

したがって、このような難点を払拭するために、抽象的な法理論と現実の身近な課題とを架橋するような授業内容の工夫や、法の実際を自分の問題として体験できるような機会も必要であろう。また、適切な読書の指針を示したり、学生たちの自主的な活動を促進したりすることで、学びに向けて明確なインセンティブの形成を支援することが有効であろう。それらは、個々の大学において、さまざまに工夫がなされるべきである。

(3) 評価の観点

法学教育に求められている多様性と、各大学で目的とする法学教育の具体像も一律ではないことを前提とすれば、教育における獲得目標も各大学で異なるのは当然である。そこで、この様な前提の下で行われる法学教育の内容も多様であることから、そこでは各大学で、その大学での専門法学教育の具体的な目的を明確化することが必要である。その際、法学教育における基本的素養のうち、それぞれの大学で、とくに強調する事項などであっても良い。

獲得目標を明確にすると共に、この目的に適合した教育方法の提示が重要であり、評価に際しては、目的の適切さ、目的とその実現のための教育方法の関連性、その実現可能性などを考慮した評価方法の確立などが重要となる。さらに、このような大学の設定した目的に合わせて、大学における教育従事者が当該大学での教育目的を共有し、各担当科目でどのような工夫をしたか等を明らかにし、実践することが求められる。こうして大学自体及び個々の教育担当者の継続的な改善の試みとその評価・検証による共有化による自主的な教育改革への反映の努力もまた重要な評価点となりうる。

一般に、法学における教育結果の評価は、他の社会科学諸分野の評価と共通性がありつつも、法学の固有の性格を反映した特徴を持っている。前に述べたとおり、法学は、様々な異なった価値観、利害に応じた意見や主張が存在することを認識の前提にしつつ、それらの考察にはその基礎にまでさかのぼって考察・検討することを重視している。そのことから、学修の評価にあたっては、様々な異なった見解やその背後にある様々な価値観などを十分理解した上で、それらを調整する適切な論拠を探し出し、具体的なある結論に至る論理の構築を重視することになる。様々な学説や条文、司法判断、事件等の情報を裏づけにしつつ、論理的に議論を組み立て、ある一定の結論を導く能力が、評価されることになるのである。

もちろん、評価の在り方は、教育目標、知識のレベル、教育方法などにより異なっている。知識の習得の程度が評価される場合もあるし、知識やスキルを使いこなして、ある課題を一定水準まで達成することが評価される場合もある。

- ① 比較的大人数の講義方式では、法に関する基本的な考え方や個別知識の修得の程度が確認されるとともに、それらを用いて適切に特定の事象や課題を分析したり説明したりすることができるかが評価されるのが、一般的である。
- ② 少人数による演習形式での教育では、そこで取りあげられたトピックに関して基本

的な考え方や個別知識を修得したかどうかという点と並んで、自分なりの意見を適切にまとめ、異なる意見を持つ者と対話していく中で、より高次の認識の次元に至ることができたかどうか等もまた、重要な評価の視点となる。

- ③ 卒業論文の場合には、その内容は課題やアプローチによってきわめて多様であり、一律の評価尺度や達成すべき水準の指標は存在しない。もちろん、先行研究や内外の文献や判例を適切に調べてあるかどうか、それらを活用して論理的で一貫性を持った議論が展開されているかどうか、実証や論証の手続きが厳密であるかどうか、学術論文としてのルールや作法が遵守されているかどうか等、卒業論文として評価すべきポイントはたくさんある。しかしながら、それらの諸ポイントをどのぐらい重視するかも含め、最終的には当該分野や事項に関して深い知識を持った評価者の、高度な評価能力に依存することになる。
- ④ 法学や広く社会科学に関する古典文献、その他の文献の講読に関しては、その文献自体の適切な理解と並んで、その文献の背景にある文脈や含意、その文献から読みとったものを一般化しつつ他の事象に応用していく能力などもまた、評価の対象として重視される。
- ⑤ 実習・現場教育（フィールドワーク、社会調査、裁判の傍聴など、社会の現場と直結した教育）や、⑥プレゼンテーション能力を高めるためのインセンティブをもたらす、他大学との定期的な合同演習や、ディベートの方法を取り入れた演習では、学生の行動や発言を教員が注意深く観察することが、評価にとって重要な手がかりとなる。実習や現場教育、合同演習やディベートを通じて、学生が何を感じ、何を考えたのかということこそ重要な評価のポイントであるからである。本人の事後的なふり返りや省察も、重要な評価の手がかりになる。授業場面での観察であれ、事後的なふり返りであれ、それを評価するにあたっては一律の評価尺度や達成すべき水準の指標は存在せず、どの要素をどう評価していくかは、深い知識を持った評価者の高度な評価・判断能力に依存することになる。

5. 市民性の涵養を巡る専門教育と教養教育の関わり

(1) 教養教育と法学専門教育との関係

法学を学ぶ者は、市民性の涵養という観点から見て、法学以外の多様な分野の教育や一般的な教養教育も併せて学ぶことが求められる。それは、他分野の専門家との間で意見を交わして協働したり、市民として適切に社会に関わっていく基盤となる。

現実の社会が抱える様々な問題は、単に法的な事象として存在しているわけではなく、政治・経済・文化等が複雑にからまり合った事象として存在しているのが普通である。近年は、科学技術に関する知識もまた現実の社会の問題を考察する際に必要になってきている。それゆえ、法的な事象を扱おうとする際には、しばしば、政治学・経済学などの近接した専門分野の知識の参照が求められるだけでなく、人文社会科学や自然科学への広い理解もまた求められる。幅広い多様な知に触れることが、法的な事象の背景にある人間存在がもつ玄妙さや社会や自然の複雑な構造についての多様で立体的な見方を学ぶ機会になるはずである。特にこの観点からは一般的な教養教育の意義が看過されてはならない。幅広い多様な知に出会うという意味で、バランスのとれた認識や判断の基礎を形成する機能を

持っているからである。

このように、法学を学んだ者が、職業人としてであれ市民としてであれ、十全に活動していくためには、深い人間理解や適切な社会現象の理解、さらには自然科学への理解などが重要であるといえる。法学を専門に学ぶ者はそのような教養を十分備えることによって、われわれが生きる世界についての多様な見方を理解することが可能になる。

また、深い人間理解や鋭い社会観察の目を作っていくためには、大学生活の間に授業を通して学ぶものだけでなく、自主的な読書や様々な経験・出会いを通して得られるものも重要である。法学の学習で学ばれる知識・素養が現実的に活かされるためには、人間や社会に関する十分な知識や判断能力を持つことが必要だが、その知識や判断能力の一部分は、正規の授業の外で学生生活全般を通して学ばれるはずのものである。

このように、法学以外の専門分野、一般的な教養教育、大学生活から学ぶものなど、多様なものの学習が、法学を専門に学ぶものにとって市民性の涵養に欠かせないであろう。

(2) 教養教育としての法学教育

法学を学ぶことは、それ自体、市民としての教養のひとつとして役立つ。法律職以外の職業に携わる者にとっても、また一般市民生活においても、社会生活をおくる上での一般教養として、法学を学ぶことは有益である。特に、憲法の定める民主主義、基本的人権の尊重などの理解は、全ての市民の生活全般と関わっている。最近では、刑事事件において裁判員制度が導入されて、全ての市民が刑事裁判に関与する可能性があり、刑事裁判についての正確なものの考え方（とりわけ、犯人と疑われた者や犯人であると確認された者にもさまざまな基本的権利が保障されなければならないことや、手続の全般にわたり無罪推定の原則や「疑わしきは被告人の利益に」の原則が妥当すること）の普及は極めて重要である。更に、消費者として必要な基本知識として、消費者保護法の普及も極めて重要である。法学を学んだ者は、一般にこのような事項についての知識を有し、これらを学んだことのない市民に対しても易しく説明することができるはずである。このことによって、わが国における法的事項に関する一般のリテラシーが向上することに寄与すると考えられる。

(3) 法学部における専門教育の基礎としての一般的法学教育

法学部における専門教育にあたり、その基礎として「一般法学」の教育を充実することもまたきわめて重要である。法学の専門教育の分野は、前述のように多岐にわたるが、従来、法学の専門教育を行うにあたり、その全体を鳥瞰し、具体的法分野とその特色とを明らかにする教育は必ずしも確立されてはいなかった。そのために、学生にとって、専門教育は断片的となり真の意味での理解に達しているとはいえず、各専門教育の効果も十全とは言えない状態にあった。このような問題点を解決することは、専門教育の向上に有益であるといえる。法と社会の関わりを大きな視野から考察する機会を確保することは、自分が学修する専門分野の位置を明らかにするとともに、その学修の社会における意義を自覚することにつながる。

法は社会における人間生活全体に関わり、特に国内・国際政治に深く関わっている。従って法制度は、決して抽象的な存在ではなく、その基礎には様々な法政策的考慮が存在する。ときに現行の実定法の解釈だけでは解決することができない問題が生じるが、その解

決は政治問題でもある。この意味で、法学の専門教育は政治学のそれと深く関わるといえる。同じことは、社会の経済システムとの関係でもいえる。これらの関連性を考える契機となる事項の教育も法学教育にとって極めて重要である。

もっともこれらの専門教育の前段階としての一般教育の内容は、後に続く専門教育の具体的目的との関係で大きく違ってくるであろう。しかし今日の法学教育においては、法的リテラシーを有する「法的市民」の育成は一つの大きな目的であるし、このような観点は法律専門職に進む者にとっても極めて有益である。そこで、法学の教養教育においても、そのような観点が強く反映される必要があるだろう。次に掲げるのは、そのような観点に立った場合に考えられる内容の一例である。ただし、あくまでも参考にしてもらうべきものであって、何がどう教えられるべきかは、基本的にはそれぞれの大学・教員が考え、工夫すべきものである。

- ・頻度の高い具体例の理解 一般市民として社会生活上遭遇する法にかかわる判断が必要とされる事象のうちで、社会内で個人が最も頻繁に遭遇する事柄について対処法を身に付けることを主たる目的とすることもありうる。この場合には例えば、不動産売買・賃貸、交通事故の損害賠償、消費者問題、離婚、相続、保険、労働問題、医療過誤などの典型的な事例について、法が日常生活に深くかかわっていることを認識することを目的とする。このことは、法分野ごとの体系的理解に優先してよい。
- ・司法制度の利用の仕方 司法制度について広く学修することも極めて重要である。一般市民生活において法律問題が生じた際の情報収集のために、法律相談、法テラス、法律事務所等の利用法、さらに、調停の申立、さまざまな訴訟提起の仕方、強制執行、保全、差止め請求、不服審査請求などについても、それらの概要を学び、これらの手段が使えるようにすること、そのために、弁護士、司法書士をはじめとした法律専門家を活用できるようにすることなどが有用である。
- ・グローバル化への対応 自分が海外で出会う法的トラブル、日本国内で外国籍企業や多国籍企業の経営や労働関係をめぐり発生するトラブル、さらに外国人労働者とのトラブルなどの解決法と予防法等について、身近な事例を中心に学ぶことも推奨される。そのさいに必要な最低限の外国語力の養成と、外国法、異文化についての最低限の理解を身に付けることが必要となる。
- ・市民性の涵養 高校までに学んだ、日本国憲法を中心とする国家の規範構造の理解を深化し、そこに盛られた民主主義と基本的人権の尊重について市民として十分な理解を得ることや、裁判員制度の導入をうけて、市民が刑事裁判に参加することなど、市民性の涵養が重要になっている刑事裁判における原則のみならず、警察、検察の役割や、受刑者の刑務所での処遇、出所後の生活環境など、刑事司法についての基本的な考え方と制度の理解は、極めて重要であるし、具体的な冤罪事件の歴史について学ぶことも、極めて有用である。
- ・日本の法曹についての知見 書物にまとめられている、社会に大きなインパクトを与えた基本的な事件に精通すること。最高裁、検察庁、法務省、日弁連の仕組みとそれを代表する人物が活躍した歴史についても知ることは司法の具体的理解に有用であろう。
- ・人間関係と組織についての経験知 一般的教養として、カリキュラム外での活動も軽視できない。大学における、クラブサークル活動は、生涯の友人を得る貴重な機会であ

るとともに、組織と個人、人と人の関係を学ぶ絶好の機会を与えてくれる。教員にも親にも頼らず、上級生として自立的判断を求められることを通して、責任感を身に付けることができるからである。

6. 法学教員の問題

最後に、以上の課題を実現するためには、様々な法学教育の必要性に見合った法学教育をする能力を有する「法学教員像」を明確にする必要がある。法学はますます専門分化が進行しており、それらの研究に従事する研究者も専門化が進行して、専ら自分が専攻する分野の特定の事項に関心を限定しがちである。大学の法学教育にもこのような研究の傾向が濃厚に反映されており、それぞれの科目を法学全般の中に位置づけることが、ややもすると怠られる傾向にある。法学教員は各分野の専門的研究を通じて専門に関して研鑽を積み、その結果を踏まえて教育を行う能力を有する必要がある。しかしそれだけではなお不十分であり、より広く、自己の専門分野を広い観点から位置づけて、それに基づいた専門教育を行うことが必要である。さらに、法学の全体像をも説明しながら、十全な知識と素養を初学者に教授できる能力を開発することが必要である。特に法学を学び始めた初期の教育において、このような必要性は大きいといえる。専門教育をするための基本は、市民としての良識であり、また広く法学を鳥瞰しその社会的意義を明らかにしうる教育力である。法学教員の養成においては、あらゆる分野で、研究能力とともにこのような教育能力を有する教員の養成が求められている。

法学は、法学の専門教育を受ける者にとってだけでなく、より一般的な形で大学における教養教育の一環としても、必要な科目である。この法学の一般教育としては、市民生活における法律問題についての最低限の知見を教授することだけが唯一の方法ではなく、各分野・問題に即した形での法学の教授などが考えられるが、同時に、それらを可能とする法学教員の養成が不可欠であり、今後議論や検討がなされていくことが必要であろう。